

平成28年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

平成28年7月20日

7月20日（水）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 香取市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）を定めることについて
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
- 日程第10 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫	
7番	海	老	澤	武	8番	高	松	多	可	史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己	
13番	篠	塚	正	悟	14番	高	木	甚	一	
15番	伊	藤	は	つ	子	16番	高	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男	
19番	大	須	賀	常	政					

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 2時22分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は19名全員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 片野壽夫委員、14番 高木甚一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 香取市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)を

定めることについて。下記のとおり農業委員会等に関する法律第7条に基づき、香取市農業委員会に係る指針（案）を定めることについて審議を求める。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

それでは、議案に沿って読み上げ説明をさせていただきます。

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 100ha、これは当初3年の目標数値として定めております。

目標設定の考え方

平成27年度の利用状況調査により確認された遊休農地面積が460haのため、毎年30ha以上を目標に担い手への農地集積等の利用調整により遊休農地の解消を図り、10年後には概ね遊休農地面積0haを目標とする。

また、併せて人・農地プラン策定済みの地区においては、中心となる経営体に農地集積を図り遊休農地の発生防止に努める。

なお、現在の遊休農地面積には不作地（除草用機械等で容易に耕作可能となる農地）も相当面積が含まれていると推測されるため、今年度の利用状況調査において精査および整理を図ることにより、遊休農地面積がある程度縮減可能の見込みである。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員および農地利用最適化推進委員の担当地区割による、農地の利用状況調査の実施、これは毎年実施ということで予定をしております。
- ・農地の利用状況調査後に農地の利用意向調査を実施して、利用意向に基づいた結果を適切に処理する。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 5,770ha

目標設定の考え方

平成26年3月に策定された「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のなかで、「概ね10年後に、県内全農用地の51%を担い手が利用することを目標とする。」としていることから、県に準じて、香取市の耕地面積である11,300haの約51%の5,770haを10年後の集積目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

市の農業委員、農地利用最適化推進委員並びに市が独自で委嘱している農地利用集積円滑化推進委員による総合的な推進体制を整備し、農地中間管理事業及び農地利用集積

円滑化事業を中心とした担い手への農地の集積を促進する。並行して、農業集落における「人・農地プラン」の作成支援を積極的に推進し、担い手の確保と農地集積が促進しやすい環境整備を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 170 経営体

目標設定の考え方

年間目標として、新規就農者の確保を 15 経営体。企業参入を 2 経営体とする。10 年後の目標として、合わせて 170 経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新規参入者を「人・農地プラン」に位置付けるため、プランの作成、更新の支援を県、市、農業委員会等の関係団体と連携しながら、積極的に推進する。

企業参入については、雇用の場の確保にも繋がることから、積極的に支援する。

また、新規就農者には、農業経営体育成セミナーの受講を促進するとともに、企業参入などの農業参入者についても優良な地域の担い手と判断できる場合は、同様に関係団体と連携し、積極的な支援を実施する。

以上が今回素案の題材として本総会に提案したことでございます。

補足説明いたしますけれども、この本指針案につきましては、皆様ご承知のとおり平成 28 年 4 月 1 に施行いたしました、改正農業委員会法の第 6 条第 2 項に「農地利用の最適化の推進業務」ということで規定がされました。

具体的には、先ほどの指針にも入っているとおり、担い手への農地利用の集積と集約化。遊休農地の発生防止と解消。新規参入の促進。

ということで、以上の 3 点を農地利用の最適化の推進活動としております。

そして、本業務の活動を担いますのが、本日召集いたしました農地利用最適化推進委員で、それぞれの担当区域において、先ほどの 3 点の農地利用の最適化について、日常的に現場活動を担っていただくというものでございます。

この素案につきましては、本日承認をしていただきましたら 3 時半からまた最適化推進委員にもご説明申し上げまして、ご意見を求める予定でございます。

なお、ご意見等があった場合は原案の修正を行い、またない場合は原案のままとさせていただきます。改めて 8 月総会において提案をしまして、農業委員の皆様にご審議をいただき、承認の場合にはこれを正式な香取市の指針としまして公表する予定でございます。

この素案なんですが、1点私の方から、若干言葉の修正をさせていただきたいんですけども、2ページの(2)新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法ですけども、その1行目ですね、新規参入者を「人・農地プラン」に位置づけるため、プランの作成、更新の支援を県、市、農業委員会等となっておりますけれども、これは改めて農業委員会がこういった目標を持って指針を定めるもので、この県、市、農業委員会というこの並びがちょっとおかしいなと思ひまして、訂正しまして、新規参入者を「人・農地プラン」に位置づけるため、農業委員会はプランの作成、更新の支援を県、市との関係団体というような訂正をしたいと思ひますので、それを含めてご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅谷委員。

1 1 番菅谷委員 1 番の遊休農地の解消についての欄で、現在の遊休農地面積には不作地（除草用機械等で容易に耕作可能となる農地）も相当面積が含まれているという欄がありまして、実際遊休農地を調査した段階で、そのときの判定で余分に遊休農地が出てしまっているということなんでしょうか。もし、そうだとしたら遊休農地の調査の前にご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局農地班長 それにつきましては、今年の6月に農業事務所で説明会がありまして、直接こうなったという改定理由はわからなかったんですけども、私が当初聞いたときにはちょっとした休耕地、荒れている休耕地も含めて遊休農地として判断しなさいということだったんですけども、その後に改正があって荒廃農地調査となつてから、見た目では不作付地扱いが結構千葉県多くて実際、休耕地扱いは1年が限界ということで、休耕地と言うと思うんですけど、いわゆる灌木類ですね、そういうものがなければ不作付地という扱いで、そうすれば県もかなりの千葉県の荒廃農地の面積が減るんじゃないかなというご指摘がありまして、今年の調査については、不作地と遊休農地の違い、荒廃農地の違いの農地の写真の資料がありますので、それを使用させていただいて、ご判断をいただきたいと思ひしております。

1 1 番菅谷委員 わかりました。よろしくお願ひします。

議 長 よろしいですか。

そのほか、ご質問ございましたら、お願ひいたします。

林委員。

10番林委員 農業委員と農地利用最適化推進委員というのはわかるんですけども、そのほかに市が独自で委嘱している農地利用集積円滑化推進委員というのは、どのような形をとっておられるのか、ちょっとわかりかねるので説明お願いしたいと思います。

事務局農地班長 これは農政課の方で委嘱してる委員さんなんですけれど。

まだ、今年度については正式に推進委員さんは委嘱してないんですけども、香取市の独自の事業、他の市町村でもやっていますが、市が一旦耕作できない農地を借り受けして市の調整で登録農家さんと借り手を探している農家さんへ利用調整に入っていただくのが、農地利用集積円滑化推進委員です。

10番林委員 それは、農業委員の人は、誰がそれをやっているかは知らなくても別に。

議長 追加で説明させていただきますけれども、国はできれば100haに1人位、推進委員を農地利用に推進委員を置きなさいよということであつたんですけども、財政上の事情で香取市は推進委員さん24名、あと我々農業委員が19名で43名なんですけれども、それではちょっと足りないのかなということで市の方で独自にその農地利用集積円滑化推進委員をこの補充する形で今の各農業委員さんをお願いをしまして、もうちょっと狭いエリアから出してもらって、ほとんど今完了している状況です。それで体制が整いましたら、今月位にその農業委員と推進委員と市の独自の円滑化推進委員、それをまとめた形で集まってもらって市の方で一括して説明したいという日程にはなっています。

その辺のところ、よろしいでしょうか。

多分、だからあとその残り40何名かな、全部で100名近くのその体制で香取市はいこうということで、今追加でお願いして了解もらってしまして、農政課が担当なんで準備は進めているところでございます。

そのほか、ご質問ございましたら、お願いいたします。

7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 今までに関連して、この農地集積円滑化推進委員と我々の接点というのは年間の位あるんですか。

議長 そうですね、地区割りしてしまして、全体では年一回しか多分今までだと年一回しか会っていません。市の方の円滑化推進委員と農業委員といますか。

市の利用集積円滑化推進委員は、我々農業委員も新しくその農業委員会で委嘱した最適化推進委員も含まれた形で、市の集積円滑化推進委員が何かという状況で年に一回しかみんなで集まることは多分ないと思います。

その辺の説明で、ご理解いただけますか。

事務局管理班長 農政課の方の農地利用集積化円滑化推進委員については、農業委員さんであったり、最適化推進委員もしくは農業委員さんのOBであったり、いろんな方から選定をしているので、重複されている方もあるし、まったくここには関係無い方、農業をやっているんですという方もいらっしゃるんで、最終的な名簿が上がってこないと把握できないですけども。

議 長 多分、農政課の方で確定しましたら、その名簿は農業委員さんの方にも配布したいと思っておりますので、そのときにはよろしく願いをいたします。

そのほか、ご質問ございましたら、お願いいたします。

栗林委員。

18番栗林委員 一番最後の方といますかね、企業参入については、雇用の場の確保にも繋がることから、積極的に支援すると。良いことだと思うんですが、具体的に積極的に支援するという中身ですね、どんなことを考えておられるか。ちょっとお伺いしたいと思います。

事務局農地班長 香取市内でも多分ご承知の方がいると思うんですけども、〇〇〇さんが、最初に〇〇会社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんと連携して農業参入しており、現在も〇〇〇という〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんですけども、それとタイアップして子会社である〇〇〇〇〇〇〇〇〇という農地所有適格法人を設立して、施設でトマトを作る農業計画を立てていますけれども、そういった動きもあるし、あと県内では前に聞いたところでは農業会議から〇〇〇さんとか、今度視察場所に予定しています〇〇〇に参入予定であります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん、いわゆる〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の運営会社さんですか。そういった所も農業参入を考えているみたいですので、広く大手、中小を問わず、そういった法人が農業参入を予定していることであれば、そういった方も積極的にというような考えではございますけれども、それくらいで申し訳ないですけども。

議 長 よろしいでしょうか。

数字上げましたけれども、絵に描いたもちみたいにならないように予算的な裏づけとかというの農業委員会でないんですよ。

事務局農地班長 もし、栗林さんところでも、農業の参入をお考えでしたら、そういうことで市内外問わずということですので。

議 長 そのほか、ご質問ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

つきましては、本原案をもって総会終了後に開催予定の「荒廃農地調査に関する説明会」において、農地利用最適化推進委員より意見を徴し、その意見を踏まえ、次回総会において最終決定をいたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が親より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番および5番は関連案件であります。

お互いに耕作の利便性向上と合理化を図るため、農地を交換するものであります。

整理番号6番、譲受人の耕作地に接続して効率的に利用できるため贈与を受けるものであります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、7月12日（火）午後1時30分より市役所3階会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番から6番まで審査した結果、議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接する利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地の両隣の農地が買受人の自作地であり、取得後は一体的な耕作が可能となります。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は作付良好な優良農地であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思わ

れることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、12番 内山委員。

1 2番内山委員 整理番号4番、5番について、関連案件でございますので一括して、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、〇〇氏が自作地に近い農地を〇〇氏は自宅に近い農地を交換により取得し、お互いに耕作の利便を図るものでございます。

農地交換後も良好な維持管理が行われると思われることから許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、14番 高木委員。

1 4番高木委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続により取得した農地を親類にあたる譲受人に贈与するものです。譲渡人は非農家であり、また、対象農地は譲受人の借受地と隣接しております。従前より譲受人が耕作をしております。

以上のことから、所有権移転後も譲受人が良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、作業用倉庫用地とのことです。

申請地は、第1種農地であります。ご配布の不許可例外事由○の既存施設の拡張に該当するものと判断します。

整理番号2番、○○および○○倉庫並びにおが粉置場の各用地とのことです。

申請地は農振農用地区域であります。平成28年5月30日付けで、農業用施設への転用に伴う用途区分変更の承認を受けております。

また、土地改良関係では北総東部土地改良区の同意を得ております。

以上の2件でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

なお、整理番号2番については現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

現地調査した案件については、農振農用地であります。○○等の○○○施設を整備することから、農業振興に資するものであり、特に問題ないとの意見でありました。

また、その他の案件については書類等で審査した結果、実効性等問題なく、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 それでは、担当委員の意見をお願いいたします。

9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号2番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず場所でございますが、○○○○○○○○○○より○○メートルほど○○方面に向かった、そこに○○○ございます。そこを左折していただきまして、しばらく行くと下り坂になります。その左側でございます。

申請人は、○○○を営む法人でありまして、経営規模の拡大を図るため、近隣に○○○○4棟及び○○○倉庫1棟、○○倉庫1棟を建築する計画となっております。

用水は、井戸水を使用し、雨水は敷地内浸透とのことです。

隣接農地所有者の同意を得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号2番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号2番は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号1番について、審議いたします。

担当委員の意見をお願いいたします。

9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号1番につきまして、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

まず場所でございますが、県道○○○○○○に通じる道沿いでございます。

〇〇と〇〇の境ですか、そこに〇〇〇が通っていきまして、そこに橋がございます。その橋より〇〇〇、約〇〇メートルほどの所にこの案件場所がございます。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇を経営しており、事業の拡大を図るため、既存〇〇〇〇〇〇〇〇の隣接地へ〇〇〇〇作業用の倉庫を建設するとのことです。

用水は、簡易水道を利用し、雨水は前面道路側溝へ放流するとのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号1番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号1番は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号2番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号3番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Qの申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うもので、第1種農地面積が総事業面積の3分の1を超えないものに該当すると判断します。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域で第3種農地であります。

なお、土地改良関係で黒部川左岸土地改良区の同意を得ております。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

なお、土地改良関係で地元耕地整理組合の同意を得ております。

整理番号6番、転用を伴う賃借権設定で作業場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号9番および10番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種住居地域で第3種農地であります。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で長屋住宅用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、不許可例外規定Iの集落に接続して設置されるものに該当するものと判断します。

整理番号12番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と

判断します。

整理番号 13 番、転用を伴う使用貸借権設定で休憩所とのことです。

申請地は農振農用地区域であります。平成 28 年 5 月 30 日付けで、農業用施設への転用を伴う用途区分変更の承認を受けております。

なお、農業用施設に付帯する休憩所も農振規則第 1 条第 5 号に農業用施設として規定しております。

また、土地改良関係では北総東部土地改良区の同意を得ております。

整理番号 14 番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 15 番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 16 番、転用を伴う賃借権設定で資材置場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 17 番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 18 番、転用を伴う所有権設定で資材置場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 19 番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

以上、19 件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第 1 班 班長 高木重樹委員。

16 番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は19件で、整理番号9番および10番は関連案件であります。

なお、整理番号3番および18番については、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

現地調査した案件については、周囲の農地への影響もなく、特に問題ないとの意見でありました。

また、その他の案件については書類等で審査した結果、実効性等問題なく、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号13番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 それでは、担当委員の意見をお願いいたします。

9番、鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号13番につきまして、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所でございますが、先ほどの議案第3号整理番号2番の場所の道路挟んで反対側であります。○○○○○○をさらに○○○○○○より○○方面に○○メートル行った所に○○○がございまして、そこを左折していただきますと、まもなく下り坂になります。その下り坂の右側が申請場所でございます。

譲受人は、○○を営んでおり、経営規模拡大を検討しております。将来的に現休憩所を解体し、○○を増築する計画とのことですので、変更して申請地へ休憩所を建築する計画となっております。

用水は井戸水を利用し、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。

また、隣接農地所有者からの同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号13番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号13番は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 それでは、分離案件以外について、審議いたします。担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の位置ですが、○○○○号線の○○から○○○方面に行きまして、○○地先の○○○
○の手前を右折していただいて市道で○キロ位上って行った所に○○○○の○○○○○○○
の反対側、裏側になりますけれど、側溝の右側に場所はあります。

譲受人は、自営業で太陽光発電事業を営んでおり、遊休農地を活用し安定した収入を得るため申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですが、今1番で説明しましたその場所より○○集落に向かって1キロ位道なりに進んだ所に場所はあります。

譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、適した土地を探していたところ、地上権設定の協議が整ったので、申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画についても適

切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇号線方面へ向かい〇〇〇〇〇を右折し直進〇〇メートルの所です。

譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、適した土地を探していたところ、賃借権設定の協議が整ったので、申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者へ説明のうえ、同意も得ております。

また、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号4について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇の方に行って〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所を右折して、そこから〇〇メートル位の所にあります。両脇を住宅に囲まれた所であります。

譲受人は〇〇〇業を営む〇〇であり、ショッピングセンター等が近く良好な環境にある申請地について、需要が見込めるため、宅地分譲用地とする計画です。

用水は市水道を利用し、汚水・雑排水は、公共下水道に接続する計画となっております。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ向かう途中の〇〇〇手前〇〇を左折して〇〇メートル位の所にあります。

譲受人は、現在借家に住んでおり、家賃の負担等、経済面での負担を軽減するため、申請地に専用住宅を建築する計画です。

用水は市水道を利用し、雨水は浸透柵を設置し、汚水・雑排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。

また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号9番、10番、11番の3件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号9番と10番について、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

整理番号9番、10番ですが、〇〇〇〇そして近隣にある〇〇〇〇その先に数十年前まで、〇〇〇の〇の〇〇〇〇〇〇がありました。その隣接地であります。

譲受人は現在、市内で借家に住んでおり、子の成長に伴い、〇〇〇〇〇で学校・病院・スーパー等の施設が近く住環境に優れた申請地を購入し、住宅を建築する計画です。

用水は水道、汚水・雑排水は、合併浄化槽により処理後、水路へ放流することです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は、農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、11番です。この場所は、〇〇〇から〇〇〇に向かう〇〇〇〇〇〇号線の〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の先を左へ曲がっていただきまして、〇〇〇を越えた所です。

譲受人は、賃貸住宅事業により安定した収入を得るため、実家付近の申請地で長屋住宅を建築する計画です。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後市道側溝へ放流し、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号12番について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号12につきまして、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所でございますが、〇〇より〇〇を通りまして〇〇へ向かう路線の途中に〇〇〇という地区でございます。そこに〇〇〇の〇〇〇でございます。そのすぐ側に左側に道がございまして、ちょっとくねくね曲がっておりますけれども、ちょうど〇〇〇の裏手になります。左へ曲がって約〇〇メートル位の場所でございます。

譲受人は、太陽光発電事業を営む法人でありまして、適した土地を探していたところ、地上権設定の協議が整ったので、申請地に太陽光発電施設を設置する計画であります。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。

また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 整理番号14番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号14について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですが、○○○○○○○○線の○○の○○○前の○○を○○○方面へ○キロ位行った所に○○○○○○○○○がありまして○○○さんという○○○○○があったんですが、そこを左折しまして○○メートル位行った所の左側でございます。

譲受人は、太陽光発電事業を営む法人であります。適した土地を探していたところ、地上権設定の協議が整ったので、申請地に太陽光発電施設を設置する計画でございます。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 整理番号15番、16番、17番、18番の4件について、17番 伊藤委員。

17番伊藤委員 整理番号15番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、現地ですが○○○号○○○○○○○○○○○がございまして、その○○○○○を○○○方面に戻るようなかたちですね、約○○メートル位行きましたカーブを左側に曲がりまして、○メートル位行きましたら右側にある農地でございます。

譲受人は、現在○○市の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い、手狭になったため、妻の実家付近である当該申請地へ住宅を建てる計画です。

用水は水道、雨水は浸透枿を設置し、市道側溝へ放流、污水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流するとのことです。

隣接農地所有者から同意を得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号 19 番について、18 番 栗林委員。

18 番栗林委員 整理番号 19 について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面に行きまして、〇〇〇、それから〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、そちら方面に向かいます、約〇キロ位行った所に〇〇という集落があります。その〇〇集落の一番はずれといたしますか、その辺位置します。

譲受人は、太陽光発電事業を営む法人であり、適した土地を探していたところ、地上権設定の協議が整った申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。

また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第 4 号の 1 件を除く 18 件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第 4 号の 1 件を除く 18 件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号の 1 件を除く 18 件は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 5 議案第 5

議 長 日程第 5 議案第 5 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成 28 年 7 月 20 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成 28 年度第 4 次農用地利用集積計画 1 番から 4 番までの申請であります。

議案書の 14 ページから 15 ページです。

所有権移転 1 件、1,000 m²で、田であります。

次に、使用貸借権設定の新規 3 件、10,348 m²で、すべて畑であります。

以上、4 件の第 4 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第 5 号の 4 件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号の 4 件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、審議した議案第 5 号の 4 件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 6 報告第 1 号から報告第 5 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第 1 号 農地法第 5 号の規定による許可申請書の取下げ願について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書の取下げ願があったので報告する。平成 28 年 7 月 20 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

取下げは 1 件です。

この取下げについては、本年の 1 月総会において審議し、県へ許可相当で進達したもので

ありますが、太陽光発電施設の設置に伴いまして小規模林地開発の申請を併せて行うという理由で今回取下げするものでございます。

また、改めて転用を林地開発と並行でその申請をするということで聞いております。今回取下げということで報告がございました。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は1件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、4件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書あったので報告する。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年7月20日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人